

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容		社会福祉法人の吸収合併の認可
根拠法令及び条項		社会福祉法第50条第3項及び第4項、第32条
標準 処理 期間	根拠条項	君津郡市広域市町村圏事務組合社会福祉法人審査会設置要綱に基づく、君津郡市広域市町村圏事務組合社会福祉法人審査会の審査が必要なため
	設定等年月日	平成25年6月1日
	標準処理期間	2か月以内
審査 基準	根拠条項	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知） 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年6月1日
	<p>【基準】</p> <p><u>社会福祉法</u></p> <p>（吸収合併の効力の発生等）</p> <p>第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。</p> <p>2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。</p> <p>3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>（認可）</p> <p>第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p> <p>根拠条項の欄に掲げる通知を基準とし、次の書類を添付する。</p> <p>(1) 社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類</p>	